



資料3

県病第631号
平成24年12月17日

山形県個人情報保護運営審議会会長 殿

山形県病院事業管理者 森谷裕



個人情報の収集の制限の例外について（諮問）

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第5条第2項第9号及び第3項第3号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 個人情報の本人収集の原則の例外について（第5条第2項第9号関係）
【項目及び必要性は別紙1のとおり】
- 2 センシティブ情報の収集禁止の例外について（第5条第3項第3号関係）
【項目及び必要性は別紙2のとおり】